# 江東区ホームページ広告取扱業務仕様書

## １．目的

江東区が管理する江東区ホームページ（以下「区ホームページ」という。）への広告掲載を適正に行うため、江東区広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## ２．業務の概要

（１）業務名

江東区ホームページ広告取扱業務

（２）業務内容

区ホームページへの広告の掲載等を行うにあたり必要となる広告主の募集、選定及び広告等の取りまとめ等の業務

（３）業務期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日

※　実施期間を１年間とし、区または広告代理店のいずれかより期間満了日の３か月前までに書面による申し出がない限り、令和１０年３月３１日まで１年間の自動更新とする（最大業務期間：２４か月）

## ３．広告の規格等

原則として次のとおりとする。

（１）規格等

| 項目 | 規格 |
|---|---|
| 種類 | バナー広告（画像広告） |
| 大きさ | 縦６７ピクセル×横１８５ピクセル |
| 枠数 | 最大１５枠 |
| ファイル形式等 | 静止画像（ＪＰＥＧまたはＧＩＦ）<br>※ 透過ＧＩＦ・ＧＩＦアニメーションは不可 |
| 容量 | ３２キロバイト以下 |
| 代替テキスト | 「広告：広告掲載事業者名」 |

（２）広告の位置

区ホームページトップページ下段

（URL：https://www.city.koto.lg.jp）

（３）広告の表現

広告の禁止表現及び制限事項については、次の具体事項を参考にすること。なお、以下は例示であり、これに規定のない場合も要綱第７条の規定を遵守すること。

①　禁止表現の具体例

・　閲覧者が区に関する情報と錯誤するおそれのあるもの（「江東区観光情報」「職員採用」等の表現、区章やシンボルマークの使用等）

・　テキストボックス、ラジオボタン、プルダウンメニューなど、実際には機能しないが入力や選択等ができるように見えるもの

・　「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などの操作手順を示すボタンを模した表現など、閲覧者の意思に反した動きをするもの

②　制限事項の具体例

・　文字色と背景色のコントラスト（明度差）は充分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなど、文字の読みやすさに配慮すること

・　文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにすること

・　彩度の強すぎる配色等は避け、区ホームページの品位等を損なうことのないようにすること

・　その他、広告の表現、配色等については区の指示に従うこと

## ４．広告掲載までの流れ

（１）広告主及び広告内容の審査

広告代理店は、要綱ならびに関係法令を遵守のうえ、広告主を募集及び選定し、掲載月の前月１５日までに「掲載広告一覧」ならびに「誓約書」を提出すること。なお、提出前に広告主について広報広聴課の審査を受けること。

（２）広告原稿の提出

原則として掲載等開始日の１０日前までにＣＤ－Ｒ等の電子記録媒体による持ち込み又は電子メールにより行うこと。また、広告の表現及び内容等について区が修正を指示した場合は、速やかに訂正の上、再提出すること。

（３）広告の掲載

区ホームページへの広告の掲載及び削除は区が行う。広告を掲載する期間は１月を単位とする。

（４）リンク先の変更

広告のリンク先のＵＲＬを変更するときは、変更しようとする日から起算して１０日前までに、電子メールにより江東区に報告すること。

（５）その他

上記に規定のない項目については、区の指示に従うこと。

（６）留意事項

①　業務期間はもとより業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密等の取り扱いについて厳守すること

②　仕様書に定めのない事項については、区と協議すること

## ５．広告料等

（１）広告掲載料の納入

広告代理店は、区ホームページが有する広告価値を利用する対価として、広告掲載料を区に納入すること。

（２）広告代理店における報酬

広告代理店は広告の募集等にあたり、広告主との間で契約を締結し、報酬等を受領することができるものとする。